

# 区立保育園民営化の進め方

平成 20 年 9 月

この「区立保育園民営化の進め方」は、これまでの取り組みと保護者の皆さんからいただいたご意見などを参考にして作成したものであり、より円滑な民営化を実施するための基本となるものです。

今後の民営化については、この方針に従って、保護者の皆さんのご意見・ご要望を伺いながら適切に進めていきます。

## 1．民営化園の選定と公表

民営化園の選定は、区立保育園全園を対象として行います。

選定は、保育士や施設の状況、保育需要など様々な要因を総合的に勘案し、年度ごとの園数や対象園を保育の実施者として区が決定します。

民営化園の公表は、原則として民営化実施 1 年半前とします。

民営化園決定後は、速やかに保護者にお知らせし、説明を行います。

決定した民営化園は、ホームページなどで公表します。

## 2．民営化園の運営主体と民営化形態

民営化園の運営主体は、区内の全私立幼稚園と全私立保育園が一体となって設立した「社会福祉法人えどがわ」とします。

民営化の形態は、土地・建物を運営法人に貸与し、私立の認可保育園として運営する民設民営型とします。

認可保育園とは、国が定めた職員数や施設などの基準を満たし、都道府県が認可した法に定められた施設です。

## 3．民営化に関する引継ぎ

### (1) 引継ぎの準備

区と「社会福祉法人えどがわ」は、保育園運営及び管理全般の事項について、十分な協議を行い、引継ぎ事項を整理します。

主な協議事項は、次のとおりとします。

- ・ 保育に関すること（保育方針、年間行事等）
- ・ 給食に関すること（献立、食材、衛生管理、アレルギー対応等）
- ・ 健康管理（健康診断、病気・けがへの対応、嘱託医との連携等）
- ・ 保護者との連携（園だより、連絡ノート、園内掲示、保護者会、個人面談等）
- ・ 安全対策（侵入者対策、散歩時の安全対策、感染症の対応、災害時の対策等）
- ・ 施設、設備に関すること（清掃、園内消毒、各種設備保守等）
- ・ その他必要な事項

## (2) 引継ぎ計画

区と「社会福祉法人えどがわ」は、保護者の意見を聞きながら保育園管理及び運営全般の引継ぎ（以下、「管理運営引継ぎ」という。）に関する計画と区立保育園職員と「社会福祉法人えどがわ」の職員が保育をとおして行う引継ぎ（以下、「引継ぎ保育」という。）に関する計画を策定します。

計画策定後は、速やかに保護者にお知らせします。

## (3) 引継ぎ期間

管理運営引継ぎは、1年6か月とします。

引継ぎ保育は、6か月とします。

## (4) 引継ぎの内容と体制

管理運営引継ぎ及び引継ぎ保育の内容は、区立保育園職員より、「社会福祉法人えどがわ」の職員へ、現行の管理運営方針及び保育方針、保育内容を継承することを基本とします。

引継ぎ保育開始とともに施設長予定者が区立保育園に入り、順次、主任保育士、保育士が引継ぎ保育を開始し、その後、集中的な引継ぎ保育を行います。

引継ぎ保育の体制は、区と「社会福祉法人えどがわ」が調整し、決定後速やかに保護者にお知らせします。

## (5) 引継ぎ保育の確認

引継ぎ保育が計画どおりに実施されているかの進行管理を行い、問題が生じた場合は、必要な改善を行います。

引継ぎ保育期間に重大な問題が生じた場合は、保護者とも協議し、問題解決を図ります。

## (6) 引継ぎへの配慮

子どもたちの状況を常に把握し、引継ぎ保育に反映していきます。

保護者との関係を密にするため、引継ぎ保育期間中に個人面談・保護者懇談会を行います。

円滑な引継ぎを行うため、必要に応じて保護者との意見交換の場を設けます。

#### 4 . 職 員 関 係

##### (1) 施設長の要件等

施設長は、東京都が定める「保育所設置認可等事務取扱要綱」の要件を満たし、施設長として相応しい者とします。

民営化後3年間は、原則として施設長の異動を行いません。

やむを得ない事由で異動を行う場合は、後任者の要件を確認し、保護者へ十分な説明を行います。

##### (2) 民営化後の職員配置

職員配置は、法令が定める基準を満たす配置とします。

職員構成は、年齢・経験年数などバランスのとれたものとし、基準職員のうち7割相当の職員は、保育実務経験者とします。

##### (3) 職員の資質向上

職員に対して十分な研修を実施し、保育事業の向上に努めます。

必要に応じて区立保育園などで引継ぎ保育前の研修を行います。

#### 5 . 民営化後の対応等

##### (1) 民営化後の保育園運営等

保育園の運営内容は、保育(養護)・教育・地域への子育て支援事業とします。当分の間は、現行の区立保育園が行っている保育内容、クラス編成などの継承を基本とします。

保育方針や保育内容、行事などの変更及び定員変更など保育事業の変更は、保護者へ事前にお知らせし、意見を聞いて行います。

民営化後の一定期間は、必要に応じて保護者との意見交換の場を設けます。

問題が生じた場合、解決に向けて保護者代表・区・「社会福祉法人えどがわ」の三者が協議する場を設けます。

##### (2) 民営化後の確認

民営化後も当分の間は、引継ぎの状況を確認するため、区担当職員を随時派遣し、確認を行います。

民営化後は、私立の認可保育園として定期的に東京都の指導検査を受けます。

##### (3) 区 の 責 任

民営化後も保育の実施者としての区の責任は変わりません。

保育園運営に必要な経費は、区が保育の実施者として負担し、必要な情報の提供や研修への参加などの人材育成について支援します。

#### 6 . 第三者評価の受審

福祉サービス第三者評価を定期的に受審し、運営状況の評価を行います。  
評価結果や改善状況は、保護者へお知らせし、ホームページなどで公表します。

#### 7 . 苦情の処理

民営化後の苦情や相談の窓口は、園（施設長）及び区として保護者にお知らせ  
します。

苦情処理の第三者機関は、中立・公正な立場である「江戸川区社会福祉協議会」  
とします。

#### 8 . 転園の取扱い

民営化前に民営化を理由として転園を希望する場合は、可能な限り配慮します。